

「外国証券取引口座約款」新旧対照表

平成26年8月22日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第7条（配当等の処理）</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>(2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。</p> <p>2 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」という。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。</p> <p>6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。</p> <p>7 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支</p>	<p>第7条（配当等の処理）</p> <p>1 (省略)</p> <p>(2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等、<u>外国投資証券及び外国株預託証券</u>に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。</p> <p>2 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a又はbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」という。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。</p> <p>6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社が行います。</p> <p>7 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、<u>決済会社は、</u></p>

新	旧
<p>払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。</p>	<p>配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。</p>
<p>第8条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>（5）第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号 <u>a</u>並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。</p>	<p>第8条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>（5）第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号 <u>b</u>並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。</p>